

焼津市多文化共生推進計画



はじめに

焼津市には、2020(令和2)年11月末現在、
総人口の3.36%にあたる4,668人の外国人
住民が暮らしています。これは、10年前と比
べ1.43倍、1,415人の増加となっています。



2019(平成31)年4月に、国内の労働力不足を背景として「出入国
管理及び難民認定法」(入管法)が改正されたことにより、このような
流れは今後さらに加速していくと思われ、外国人住民が地域で安心し
て暮らしていけるように、施策の一層の充実が求められています。

このような状況の中、本市はこれまで、2019(令和元)年12月に
新入外国人児童のためのプレスクールを開講したほか、2020(令和2)
年2月には外国人住民のための一元的相談窓口「焼津市多文化共生
総合相談センター」を開設するなど、外国人住民が地域で安心して
暮らしていけるよう、様々な施策を進めて参りました。

今回の「焼津市多文化共生推進計画」においては、目指す将来像と
して「互いを認め合い ともにつくる 多文化共生のまち」を掲げ、
多文化共生意識の定着やコミュニケーション支援、危機管理対策、
子育て・教育に関する支援の充実を図っていくほか、外国人住民の
雇用及び就労に関する情報提供や地域活動への参加促進も進めて
いくこととしております。

今後は、本計画に沿って、「焼津市国際友好協会」をはじめとした
市民団体や地域、学校、企業等の皆様と連携しながら、様々な国籍の
人々が互いの文化を理解して対等な関係を築き、地域社会の一員とし
て共に生活していけるよう、多文化共生の地域づくりを推進して参り
ますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に際し、貴重なご意見を賜りました焼津市
多文化共生推進計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケートや
パブリックコメントにご協力をいただきました多くの皆様に、心よ
りお礼申し上げます。

2021(令和3)年3月

焼津市長 中野 弘道

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) 国・県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の位置づけと計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 環境分析

- 1 多文化共生を取り巻く社会情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 現状の取組と課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 医療や身近な生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 行政手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 危機管理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (4) 子育て・教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (5) 国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - (6) 雇用・仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第3章 外国人と日本人がともに暮らしやすいまちの実現に向けて

- 1 目指す将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第4章 実施計画

- 【I】 とともに安心して暮らすことができる環境づくり・・・・・・・・ 15
- 1 多文化共生意識の定着・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 2 コミュニケーション支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 危機管理対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【Ⅱ】	ともに育み、学ぶことができる環境づくり	17
1	子育てに関する支援の充実	17
2	教育に関する支援の充実	17
3	文化交流の場の創出	18
【Ⅲ】	ともに活躍できる地域づくり	19
1	外国人住民の雇用及び就労に関する情報提供	19
2	外国人住民の地域活動への参加促進	19

第5章 計画の推進

1	行動を持続できる多文化共生推進体制の整備	20
2	計画の進行管理	21
3	計画の達成目標	21

参考資料

1	焼津市多文化共生推進計画の策定経過	23
2	焼津市多文化共生推進計画策定委員会名簿	24
3	焼津市多文化共生推進計画策定ワーキンググループ委員名簿	25
4	焼津市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱	26
5	焼津市多文化共生推進計画策定ワーキンググループ設置要綱	27
6	用語解説	29

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市には、2020（令和2）年3月末現在、46ヶ国、4,628人の外国人住民が暮らしています。これは、県内の市や町では7番目に多く、毎年数百人単位で増加しています。また、2019（平成31）年4月に国内の労働力不足を背景とした「出入国管理及び難民認定法」（入管法）※1が改正され、今後この流れはさらに加速していくものと思われま

このような状況をうけて、本市では2020（令和2）年2月、外国人住民のための一元的相談窓口「焼津市多文化共生総合相談センター」を設置しました。また、教育委員会では2019（令和元）年12月より新入外国人児童のためのプレスクールを開講するなど、外国人住民が地域で安心して暮らしていけるよう多文化共生施策を実施しています。また、市役所内の各課においても、説明文や通知文を翻訳するなどの外国人住民が理解しやすいような事務運営に努めています。

今後、行政手続きや教育への支援の充実はもちろん、様々な国籍の人々が互いの文化を理解し、対等な関係を築き、地域社会の一員として生きていくための多文化共生の地域づくりが必要になってきています。

そこで、市民、事業所、関係団体、市が連携、協力して多文化共生社会を推進していくために、「焼津市多文化共生推進計画」を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 国・県の動向

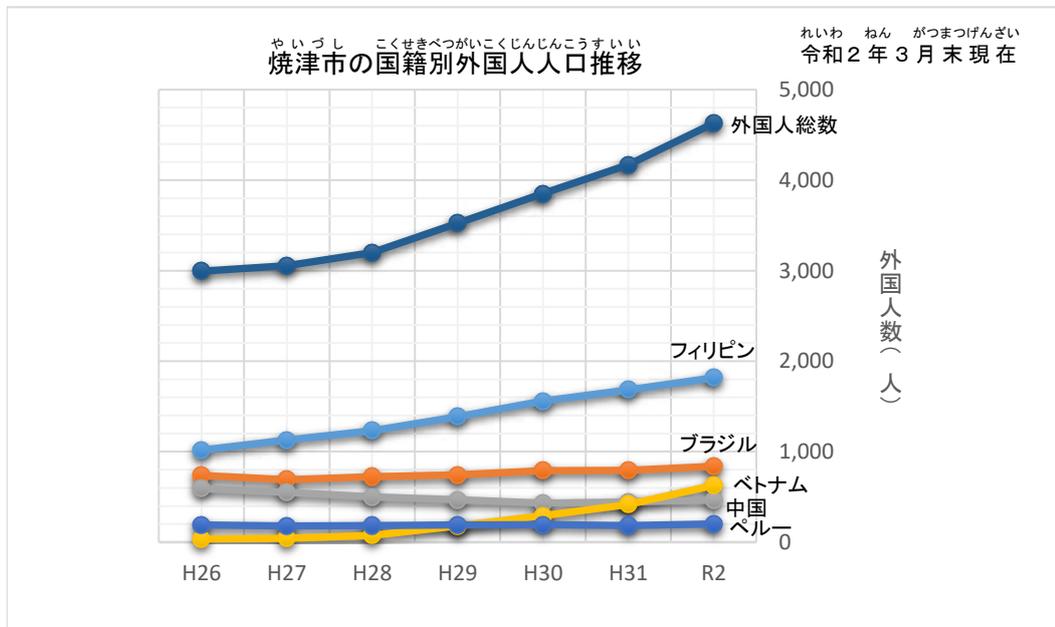
国では、2006（平成18）年3月に「地域における多文化共生プラン」を策定し、地域における多文化共生施策の基本的な考え方として「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」、「多文化共生施策の推進体制の整備」を示しました。また、2020（令和2）年9月の改訂にあたり、翻訳アプリなどを活用した情報の多言語化などの施策が盛り込まれました。

県では、2008（平成20）年12月に「静岡県多文化共生推進基本条例」を制定するとともに、2011（平成23）年3月には、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定し、「誰もが理解しあい安心して暮らせる地域づくり」、「誰もが快適に暮らせる地域づくり」、「誰もが活躍できる地域づくり」を基本方向としました。

(2) 本市の現状

ア 国籍別外国人人口の推移

本市における外国人住民を国籍別に見ると、リーマンショック以降ブラジル人がわずかに増えているのに対し、フィリピン人やベトナム人などアジア圏の国の伸びが目立っています。また、人口に占める外国人比率は、年々増加しています。



令和2年3月末外国人人口（人数）

フィリピン（1,816）、ブラジル（838）、ベトナム（628）、中国（465）、ペルー（201）、ミャンマー（174）、インドネシア（149）、韓国（98）、ネパール（47）、スリランカ（32）、タイ（31）、モンゴル（17）、朝鮮（15）、コロンビア（14）、米国（14）、アルゼンチン（11）、台湾（10）、その他29か国（68）

やいづし がいこくじんじんこう がいこくじんひりつ
【焼津市の外国人人口と外国人比率】

れいわ ねん がつまつげんざい
 令和2年3月末現在

	H28	H29	H30	H31	R2
そうじんこう 総人口 (人)	141,610	140,861	140,189	139,594	139,217
がいこくじんじんこう 外国人人口 (人)	3,199	3,524	3,853	4,168	4,628
がいこくじんひりつ 外国人比率	2.26%	2.50%	2.75%	2.99%	3.32%

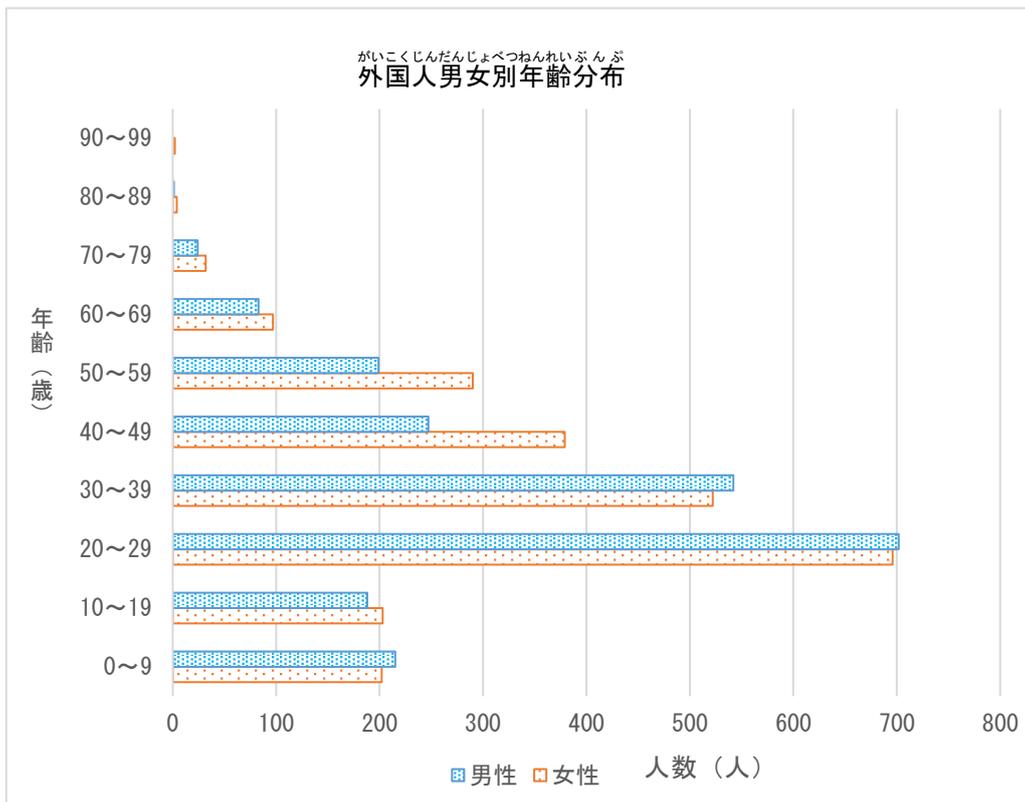
ざいじゅうがいこくじん だんじょべつねんれいぶんぶ
イ 在住外国人の男女別年齢分布

ねんれいべつ 年齢別では、20歳から39歳の層がその他の年齢層と比べ多くなっています。
 へいきんねんれい 平均年齢は32歳であり、こうれいか 高齢化が進む日本人と比べ圧倒的に若くなっています。

がいこくじんだんじょべつにんずう 外国人男女別人数		
(れいわ ねん がつまつげんざい 令和2年3月末現在)		
だんせい 男性	じょせい 女性	ごうけい 合計
2,201人	2,427人	4,628人
へいきん 平均31歳	へいきん 平均33歳	へいきん 平均32歳



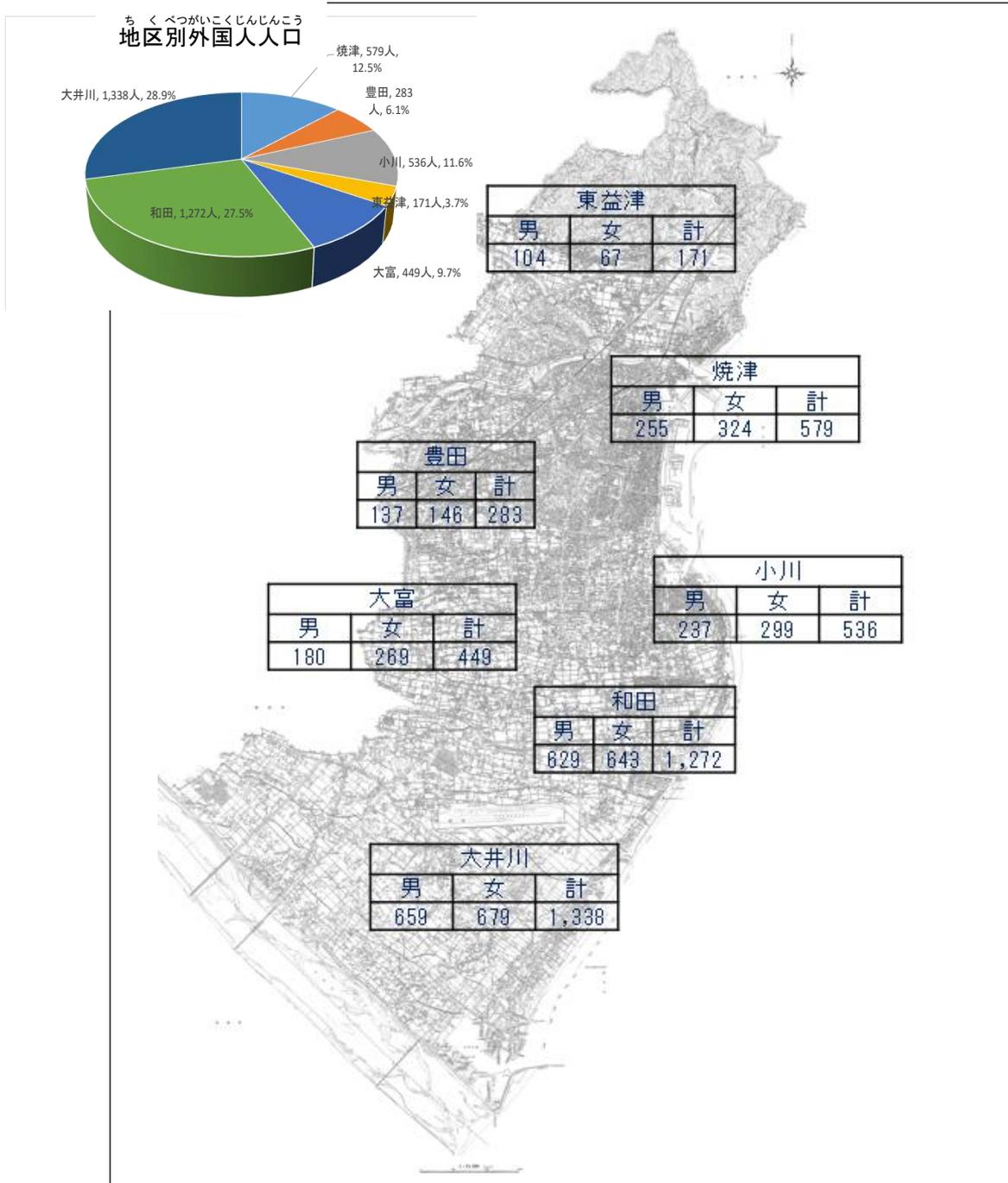
れいわ ねん がつまつげんざい
 令和2年3月末現在



ウ 在住外国人の市内地域別分布

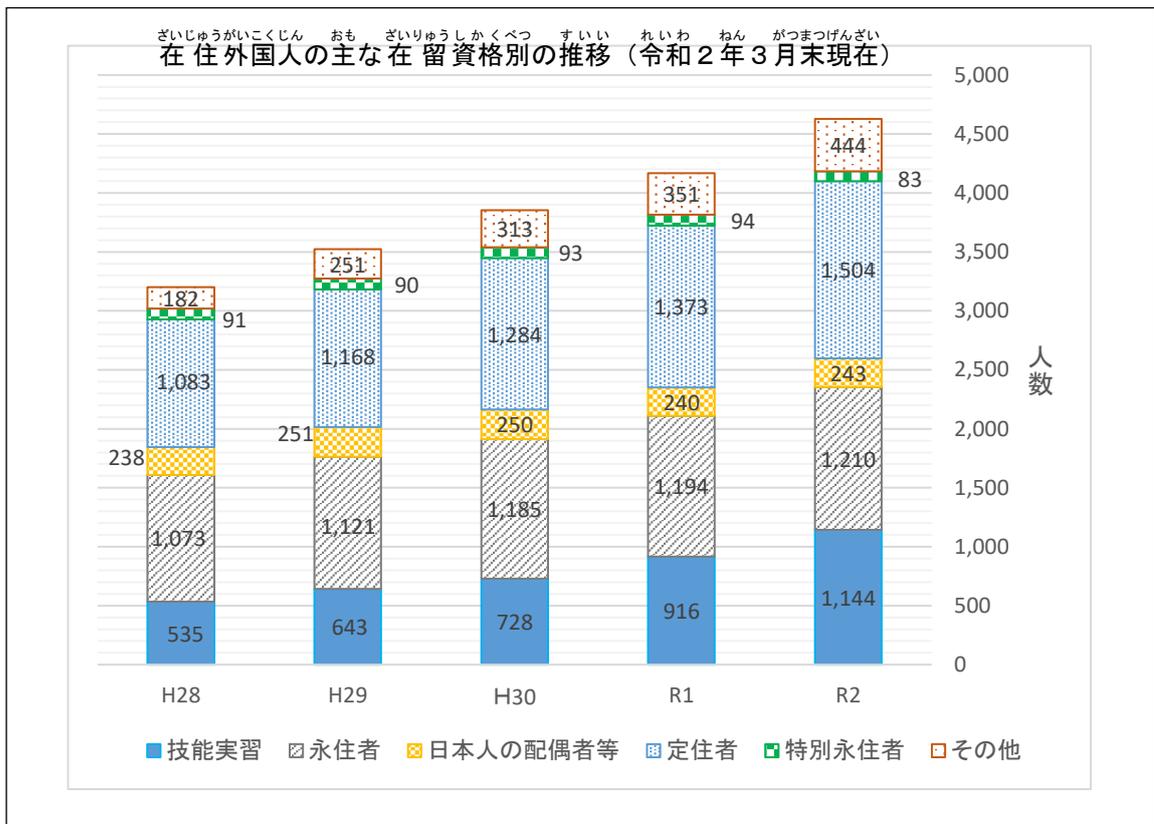
居住地については、大井川地区、和田地区の外国人数が圧倒的に多く、次に焼津地区、小川地区が多くなっています。焼津市の特徴として、市内全域に広く住んでいることがあげられます。

令和2年3月末現在



エ 在留外国人の主な在留資格別の推移

国籍別の在留資格の状況は、全体的には「定住者」※2、「技能実習」※3が増加しています。フィリピン人、ブラジル人、ペルー人については、「定住者」、「永住者」※4資格が圧倒的に多く、「日本人の配偶者等」※5がこれに続いています。一方、中国人、ベトナム人については、「技能実習」資格が大半となっています。また、ベトナム人については技能実習生の伸びが目立っています。



市内外国人在留資格の状況（令和2年3月末現在）

国名	在留資格	人数(人)	国名	在留資格	人数(人)
フィリピン	① 定住者	1053	中国	① 技能実習2号口	170
	② 永住者	466		② 永住者	91
	③ 日本人の配偶者等	116		③ 技能実習1号口	88
ブラジル	① 永住者	379	ペルー	① 永住者	143
	② 定住者	373		② 定住者	44
	③ 日本人の配偶者等	55		③ 日本人の配偶者等	8
ベトナム	① 技能実習2号口	265	その他	① 技能実習2号口	152
	② 技能実習1号口	182		② 技能実習1号口	107
	③ 技術・人文知識・国際業務	53		③ 家族滞在	38

オ 水産加工業に従事する外国人従業員数

本市の基幹産業である水産加工業に従事する外国人数（市町村別）は519人で、全国で2番目に多くなっています。（3,629人中519人。外国人比率は14.3%）

順位	市町村	総従業員数（人）	外国人従業員数（人）
1	千葉県銚子市	2,000	592
2	静岡県焼津市	3,629	519
3	山口県下関市	3,235	461
4	福岡県北九州市	1,261	357
5	宮城県塩釜市	2,377	328

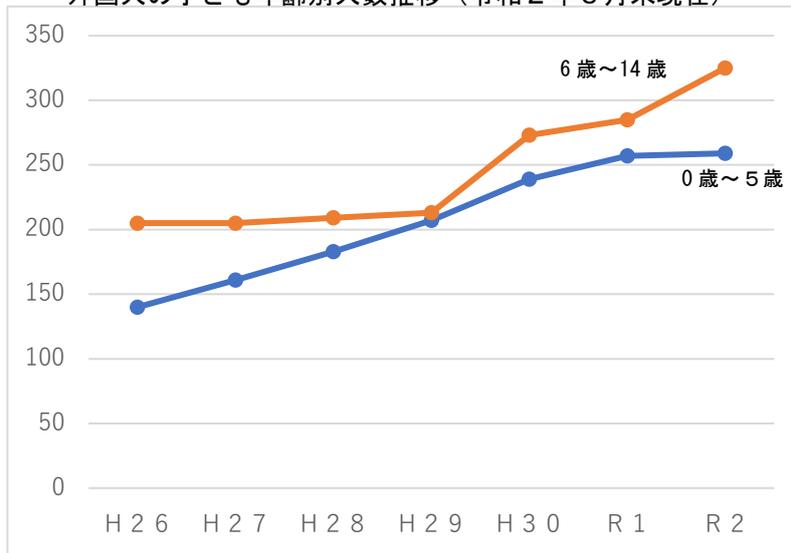


ぎょぎょう
漁業センサス 2018

カ 外国人の子ども人数の推移

外国人の子ども年齢別人数推移では、特に6歳～14歳の伸びが著しくなっています。また、外国人児童・生徒の市内小・中学校における在籍状況では、令和2年と平成26年の比較では、児童・生徒数が2倍以上となっています。

外国人の子ども年齢別人数推移（令和2年3月末現在）



外国人の子ども年齢別人数推移（3月末現在 単位：人）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0歳～5歳	140	161	183	207	239	257	259
6歳～14歳	205	205	209	213	273	285	325

外国人児童・生徒市内小・中在籍状況（5月1日現在 単位：人）
住民基本台帳より

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
小学校	84	88	99	126	152	162	186
中学校	36	46	55	66	72	79	96
合計	120	134	154	192	224	241	282

学校教育課行政資料より



がっこうきょういくかぎょうせいしりょう
学校教育課行政資料

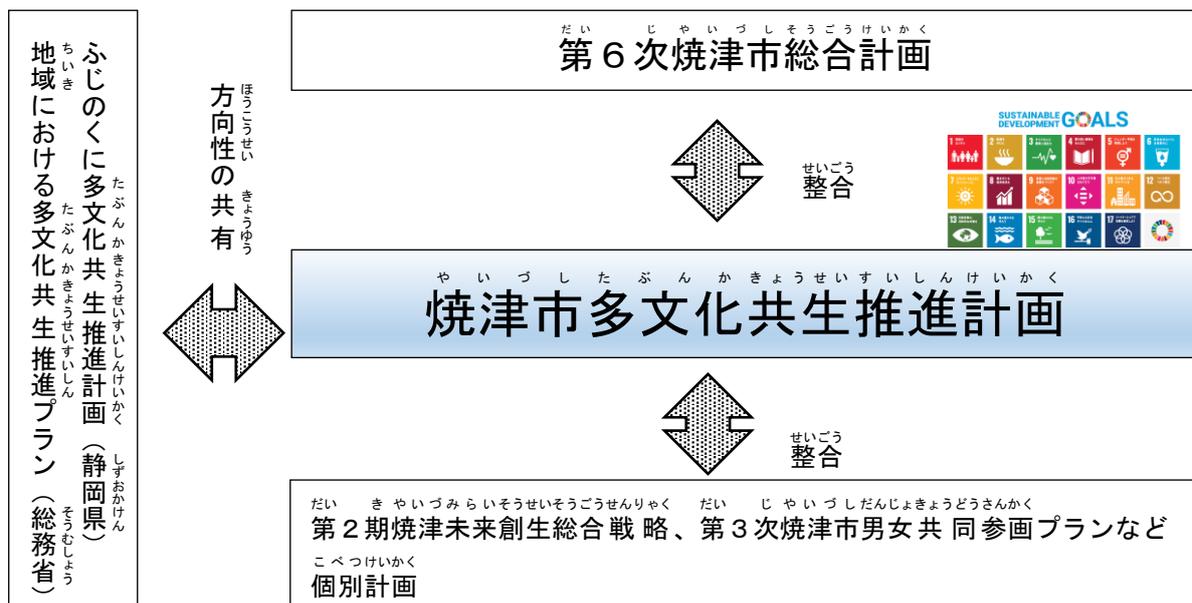
3 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本市では、2018（平成30）年に策定した第6次焼津市総合計画において、将来都市像を「やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ広げる 水産文化都市 Y A I Z U」とし、「子ども・教育」、「健康・福祉」、「産業・観光・文化」、「くらし・環境」に関する基本計画を定めています。「多文化共生」に関しては、プランを推進するための基本項目である「平和を願い、人権を尊重し、市民協働を推進」に含まれ、すべての基本計画に関わるものとされています。

そこで本計画は、国が策定した「地域における多文化共生推進プラン」と県が策定した「ふじのくに多文化共生推進基本計画」の内容を踏まえるとともに、第6次焼津市総合計画及び第2期焼津未来創生総合戦略、さらには第3次焼津市男女共同参画プランをはじめとする本市の個別計画との整合を図り推進していきます。

また、2015年の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この中に「持続可能な開発目標（SDGs）」※6として、17のゴール・169のターゲットが設定され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。本計画も、この「持続可能な開発目標（SDGs）」を意識して策定しています。



(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、焼津市総合計画の見直し時期を勘案し、2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間とします。なお、計画期間中であっても、社会経済環境の変化や法制度の見直し等の国の動向などにより、必要に応じて見直しを行います。

第2章 環境分析

1 多文化共生を取り巻く社会情勢

日本における在留外国人数は、リーマンショックや東日本大震災の影響で減少した時期はあるものの、「改正入管法」の施行（1990年）により、「定住者」の在留資格が新たに創設され、日系3世までの人が在留期間中であれば、就労制限なく働くことが可能となったことや、技能実習制度が創設（1993年）されたことにより、増加傾向にあります。

法務省の統計によると、令和元年末現在における中長期在留者数は262万636人、特別永住者数は31万2,501人で、これらを合わせた在留外国人数は293万3,137人となり、前年末に比べ、20万2,044人（7.4%）増加し、過去最高となりました。

また、医師、機械工学等の技術者、通訳、デザイナーといった「高度な専門人材」に限られていた就労目的の外国人の在留資格について、新たな在留資格が創設（2019年）され、さらにその数は増加することが予想されます。

2 現状の取組と課題の整理

本市はこれまで、外国人住民が安心して働き、地域住民とともに安心して暮らせる共生社会を目指し、多文化共生施策を推進してきました。

今後、多文化共生をさらに推進するためには、現状の取組を整理し、課題の解決に向けた施策を着実に実施していく必要があります。

(1) 医療や身近な生活

焼津市立総合病院においては、電話医療通訳サービスにより、24時間365日、18か国語に対応するとともに、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の通訳者を介した支援を実施しています。

医療においては、言語や文化の違いから、医療用語が正しく伝わらず、適切な

ごみの出し方のチラシ（ポルトガル語）



治療に支障をきたすケースがあります。

日常生活における取組として、例えば、ごみの出し方については、多言語対応の冊子「ごみの出し方」やアプリを作成するとともに、看板、チラシ、ステッカーなどにより、正しい分別方法を啓発をして

います。

しかし、生活ルール^{せいかつ}の理解不足^{りかいふそく}や文化・習慣^{ぶんか しゅうかん}の違い^{ちが}から、本市^{ほんし}におけるごみの分別方法^{ぶんべつほうほう}が未だ十分に理解^{りかい}されておらず、燃やすごみ^もの日に缶やビンなどの資源物^{しげんぶつ}を捨ててしまうなど、地域住民^{ちいきじゅうみん}とトラブルになるケースがあります。そこで、日常生活^{にちじょうせいかつ}に必要な制度^{ひつよう}やルールなどの情報^{じょうほう}を、よりわかりやすく丁寧^{ていねい}に伝えていく必要があります。

(2) 行政手続^{ぎょうせいじつづき}

本市^{ほんし}では、在留手続^{ざいりゅうじつづき}、雇用^{こよう}、医療^{いりよう}、福祉^{ふくし}、出産^{しゅつさん}、子育て・教育^{こそだ きょういく}などについて、外国人^{がいこくじん}住民^{じゅうみん}が迷うことなく、安心^{あんしん}して相談^{そうだん}することができるよう、2020（令和2）年2月に「焼津市多文化共生総合相談センター」^{やいづしたぶんかきょうせいそうごうそうだん}を設置^{せっち}するとともに、多言語^{たげんご}による納税^{のうぜい}相談^{そうだん}を実施^{じっし}しています。



また、多言語版^{たげんごばん}の生活ガイドブック^{せいかつ}や広報紙^{こうほうし}の作成^{さくせい}、市税^{しぜい}（市県民税・固定資産税^{しけんみんぜい こていしさんぜい}・国民健康保険税^{こくみんけんこうほけんぜい}）や福祉手続^{ふくしてつづき}に関する通知^{かん}及び解説^{つうちおよ}の多言語化^{かいせつ}を進めていきます。

外国人住民^{がいこくじんじゅうみん}の増加^{ぞうか}とともに、相談内容^{そうだんないよう}が多様化^{たようか}しているほか、相談件数^{そうだんけんすう}の増加^{ぞうか}、多言語化^{たげんごか}の傾向^{けいこう}がみられるため、通訳・翻訳者^{つうやくほんやくしゃ}の確保^{かくほ}が課題^{かだい}となっています。また、税^{ぜい}、医療^{いりよう}・健康^{けんこう}、保険^{ほけん}、福祉^{ふくし}などの制度理解^{せいどりかい}についても十分^{じゅうぶん}ではないと思われることから、各種制度^{かくしゅせいど}をわかりやすく伝えていく必要があります。

(3) 危機管理対策^{ききかんりたいさく}

本市^{ほんし}では、多言語^{たげんご}に翻訳^{ほんやく}した「自助・共助の手引き」^{じじよきょうじよてび}や「外国人のための生活ガイドブック」^{がいこくごばんこうほう}、「外国語版広報やいづ」^ひにより、日ごろの備え^{そな}や防災訓練^{ぼうさいくんれん}などの情報^{じょうほう}を伝えていきます。また、防災メール^{ぼうさい}の多言語化^{たげんごか}や市内在住外国人向け防災セミナー^{しないうざいじゅうがいこくじんむぼうさい}の実施^{じっし}、防災地図^{ぼうさいち}や標識^{ひょうしき}の多言語表記^{たげんごひょうき}、ハラル※7^{きょうかいにんていしよくりょう}協会認定食糧^{びちく}の備蓄^{おこな}などを行っています。

外国人住民^{がいこくじんじゅうみん}へのアンケートによると、地震^{じしん}や台風^{たいふう}などの災害^{さいがい}のときに避難^{ひなん}する場所^{ばしょ}を知っている人は57.2%でした。また、災害^{さいがい}のための準備^{じゅんび}がわからない・何もしていない^{なに}人が27.0%いました。外国人住民^{がいこくじんじゅうみん}については、自然災害^{しぜんさいがい}へ

意識の^{いしき}違い^{ちが}から、^{よぼうてき}予防的^{こうどう}な行動^{かん}に関する^{いしき}意識^{ひく}が低い^{けいこう}傾向^{せいかつ}があり、また、生活^{しゅうかん}習慣^{ちが}の違い^{かさい}から、火災^{さいがいとう}など^{そな}につながる^{ちいき}ケース^{じっし}もあります。そこで、大規模^{だいきぼ}な自然^{しぜん}災害^{さいがいとう}等に^{そな}備え^{ちいき}、地域^{ちいき}で^{じっし}実施^{ぼうさいくんれん}される^{ぼうさいくつどう}防災^{さんか}訓練^よや^か防災^{じんそく}活動^{かくじつ}への^{さいがいじょうほうとう}参加^{つた}を^{ひつ}呼び掛^{じんそく}けると^{ひつ}ともに、迅速^{じんそく}、^{かくじつ}確実に^{さいがいじょうほうとう}災害^{つた}情報^{ひつ}等を^{ひつ}伝える^{ひつ}ことが^{ひつ}必要^{ひつ}です。また、外国人^{がいこくじん}住民^{じんじゅうみん}が^{ひなんじょ}避難^{りよう}所^{りよう}を利用^{たいせい}しやすい^{ととの}ような^{ひつよう}体制^{ひつよう}を整^{ひつよう}える^{ひつよう}必要^{ひつよう}があり^{ひつよう}ます。

外国人向け防災セミナー



(4) 子育て・教育

乳幼児^{にゅうようじけんしん}健診^{かていほうもん}や^こ家庭^{そうだんまどぐち}訪問^{つうやく}、^{どうこう}子ども^{どうこう}相談^{どうこう}窓口^{どうこう}においては、^{つうやく}通訳^{どうこう}が^{どうこう}同行^{どうこう}したり^{どうこう}、^{どうこう}多言語^{どうこう}版^{どうこう}の^{どうこう}チラシ^{どうこう}や^{どうこう}翻訳^{どうこう}機器^{どうこう}を活用^{どうこう}した^{どうこう}コミュニケーション^{どうこう}支援^{どうこう}を実施^{どうこう}して^{どうこう}います。

公立^{こうりつ}保育園^{ほういぐちえん}・^{にゅうえん}幼稚園^{にゅうえん}においては、「入園^{にゅうえん}の^{にゅうえん}しおり^{にゅうえん}」や「重要^{じゅうよう}事項^{じゅうよう}証明書^{じゅうよう}」を^{たげん}多言語^{ごか}化^{ごか}している^{ごか}ほか、先生^{せんせい}・^{ほんやく}保育士^きを対象^かに、外国人^{がいこくじん}の^こ子ども^こたち^こへの^{せつ}接^かし方^かの^り理解^{ふか}を^{けんしゅうかい}深^{じっし}める^{じっし}ための^{じっし}研修^{じっし}会^{じっし}を実施^{じっし}しています。

小中^{しょうちゅうがっこう}学校^{しょうちゅうがっこう}においては、^{にほんご}日本語^{にほんご}指導^{にほんご}が必要^{ひつよう}な^{がいこく}外国^{がいこく}ルーツ^{じどう}の^{せいと}児童^{せいと}・^{せいと}生徒^{せいと}のために^{せいと}支援^{せいと}員^{せいと}を^{せいと}配置^{せいと}し、^{せいと}児童^{せいと}・^{せいと}生徒^{せいと}の^{せいと}日本語^{せいと}の^{せいと}習得^{せいと}や^{せいと}母語^{せいと}の^{せいと}状況^{せいと}を^{せいと}把握^{せいと}して、^{せいと}一人^{せいと}ひとりの^{せいと}課題^{せいと}に応^{せいと}じた^{せいと}支援^{せいと}を行^{せいと}っています。また、海外^{かいがい}、市外^{しがい}からの^{へんにゅう}編入^{へんにゅう}時には^{へんにゅう}児童^{へんにゅう}・^{へんにゅう}生徒^{へんにゅう}と^{へんにゅう}保護^{へんにゅう}者に^{へんにゅう}ガイダンス^{へんにゅう}を行^{へんにゅう}い、^{へんにゅう}これまでの^{へんにゅう}学習^{へんにゅう}歴^{へんにゅう}を^{へんにゅう}確認^{へんにゅう}すると^{へんにゅう}ともに、^{へんにゅう}学校^{へんにゅう}の^{へんにゅう}約^{へんにゅう}束^{へんにゅう}ごと^{へんにゅう}や^{へんにゅう}保護^{へんにゅう}者の^{へんにゅう}役割^{へんにゅう}などを^{へんにゅう}伝え、^{へんにゅう}学校教育^{へんにゅう}への^{へんにゅう}理解^{へんにゅう}を^{へんにゅう}促^{へんにゅう}して^{へんにゅう}います。

さらに^{しんしょうがく}新小学^{しんしょうがく}1^{ねんせい}年生^{ねんせい}には、^{しゅうがく}就学^{しゅうがく}時^{しゅうがく}健診^{じけんしん}の^{しゅうがく}ガイダンス^{しゅうがく}のほか、^{がっこう}学校^{がっこう}生活^{がっこう}に^{がっこう}早期^{がっこう}に^{がっこう}適^{がっこう}応^{がっこう}できる^{がっこう}よう、^{がっこう}入学^{がっこう}初期^{がっこう}に必要な^{がっこう}日本語^{がっこう}や^{がっこう}学校^{がっこう}生活^{がっこう}への^{がっこう}適^{がっこう}応^{がっこう}について^{がっこう}体験^{がっこう}を通^{がっこう}して^{がっこう}身^{がっこう}に^{がっこう}付^{がっこう}ける^{がっこう}ことを^{がっこう}目的^{がっこう}とした^{がっこう}プレスクール^{がっこう}を^{がっこう}実施^{がっこう}しています。

子ども相談センター案内チラシ (英語)



子ども^こたちが^こ国籍^{こくせき}を^こ問^こわず^こいき^こいき^こと^こ成長^{せいちよう}する^{せいちよう}ため^{せいちよう}には、^{がっこう}学校^{がっこう}、^{かてい}家庭^{かてい}、^{ちいき}地域^{ちいき}と^し市^しが^{れんけい}連携^{れんけい}し、^{じょうほう}情報^{じょうほう}提供^{ていきよう}、^{そうだん}相談^{たい}体^{たい}制^{たい}の^{たい}充実^{たい}など^{たい}子育て^{たい}・^{たい}教育^{たい}環境^{たい}の^{たい}整備^{たい}が必要^{たい}です。

また、^{ほういぐちえん}保育園^{ほういぐちえん}・^{かよ}幼稚園^{かよ}に通^こって^こいない^こ子ども^こや^こ不^こ就^こ学^この^こ児童^こ・^こ生徒^こへの^こ支援^こも^こ課題^ことな^こっています。

(5) 国際交流

本市では、国際友好協会と協力し、国際理解に関する講座やイベントを開催するとともに、姉妹都市交流やオリンピック・パラリンピックに関する交流事業を実施しています。また、国際友好事業や多文化共生推進事業実施団体を支援するとともに、事業運営をサポートしています。

多文化共生を推進するためには、日本人住民と外国人住民がお互いの文化や制度、習慣を理解することが必要であることから、講座やイベントなどを通して、広く市民に興味を持ってもらうことが必要です。

はあとふる Yaizu2019



(6) 雇用・仕事

本市では、ハローワークと連携し、外国人を雇用、または雇用の検討をしている企業を対象としたセミナー等を開催しているほか、県との共催で外国人技能実習生日本語研修を実施しています。

外国人住民に対して生活に関する各種手続きや情報を広く伝えるためには、外国人を雇用する企業・団体の協力は不可欠であることから、企業・団体との連携が必要です。

外国人雇用管理セミナー



第3章 外国人と日本人がともに暮らしやすいまちの実現に向けて

1 目指す将来像

「互いに認め合い ともにつくる 多文化共生のまち」

2 基本目標

目指す将来像の実現に向けた多文化共生施策の推進のために、3つの基本目標を定めます。



基本目標【I】

ともに安心して暮らすことができる環境づくり

日本人住民と外国人住民が言葉や文化の違いを超えてコミュニケーションがとれ、多文化共生意識の定着した地域社会の実現を目指し、外国人住民が日本語を学ぶ機会を充実するとともに、多言語による生活情報の提供や相談体制、支援体制、危機管理対策を充実します。



基本目標【II】

ともに育み、学ぶことができる環境づくり

外国人の子どもたちが将来に希望を持ち、いきいきと成長することができるよう、子育て支援や学習支援を充実します。また、日本人住民と外国人住民の交流機会の充実や国際友好団体等への活動支援、姉妹都市交流の推進などを通して、グローバル人材を育成します。



基本目標【III】

ともに活躍できる地域づくり

日本人住民と外国人住民がお互いの文化や価値観を認め合い、協働して地域社会を支える担い手としての役割を果たしていけるよう、外国人住民の就労支援体制を整備するとともに、外国人住民の地域活動への参加を促進します。

3 施策体系

★は重点的に取り組む事項です

【将来像】	【基本目標】	【基本施策】	【主な具体的取組】
互いに認め合い ともにつくる 多文化共生のまち	【Ⅰ】 ともに安心して 暮らすことができ る環境づくり	1 多文化共生意識の 定着	★1 日本人住民への多文化共生意識の啓発 ★2 外国人住民への多文化共生意識の啓発
		2 コミュニケーション 支援の充実	1 外国人住民が日本語を学ぶ機会の充実 ★2 やさしい日本語の普及 3 多言語による情報提供体制の充実 4 生活情報の多言語化の推進 5 外国人住民の相談体制・支援体制の充実 6 企業との連携による生活情報の提供
		3 危機管理対策の充実 (防災・防犯・交通安全)	★1 外国人住民への防災意識の啓発 ★2 外国人住民の防災訓練への参加促進 3 多言語に対応した防災・災害情報の発信 4 外国人住民への防犯・交通安全啓発
	【Ⅱ】 ともに育み、学 ぶことができる 環境づくり	1 子育てに関する支援 の充実	1 子育てに関する情報提供の充実 2 子育てに関する相談体制の充実 ★3 外国人親子の交流の場の提供
		2 教育に関する支援の 充実	★1 就園・就学時の支援の充実 ★2 学校における外国人児童・生徒への支援 の充実 3 進路ガイダンスの実施 4 外国人住民が日本語を学ぶ機会の充実 (再掲)
		3 文化交流の場の創出	★1 交流の機会の充実 2 国際友好団体等への支援 3 姉妹都市との交流の推進
	【Ⅲ】 ともに活躍でき る地域づくり	1 外国人住民の雇用及 び就労に関する情報 提供	1 市と企業・団体との連携強化 2 外国人住民を雇用する企業への情報提供 の充実 ★3 外国人住民への就労支援 4 企業との連携による生活情報の提供 (再掲)
		2 外国人住民の地域 活動への参加促進	★1 地域団体へのサポートの充実 2 日本人住民への多文化共生意識の啓発 (再掲) 3 外国人住民への多文化共生意識の啓発 (再掲) 4 外国人住民の防災訓練への参加促進 (再掲)

だい しょう じっしけいかく
第4章 実施計画

【基本目標】

【I】ともに安心して暮らすことができる環境づくり

【基本施策】

1 多文化共生意識の定着

外国人住民と日本人住民が、互いに理解を深めるための啓発活動やイベントを実施します。

★は重点的に取り組む事項です

NO	主な具体的取組	内容	関係課・関係機関
★ 1	日本人住民への多文化共生意識の啓発	多文化共生や国際交流に関する講座やイベントを実施します。	市民協働課 各課
★ 2	外国人住民への多文化共生意識の啓発	多文化共生に関する取組を担う人材を育成するための講座等を実施します。	市民協働課 各課

【基本施策】

2 コミュニケーション支援の充実

税、医療・健康、保険、福祉など生活に必要な情報が、すべての外国人住民に伝わるように、相談や通訳・翻訳体制の整備、「やさしい日本語」※8の普及に努めるとともに、外国人住民の日本語学習の機会を充実します。



NO	主な具体的取組	内容	関係課・関係機関
★ 1	外国人住民が日本語を学ぶ機会の充実	多くの外国人住民が、生活習慣と日本語を学ぶことができる機会を充実します。	市民協働課 各課
★ 2	やさしい日本語の普及	「やさしい日本語」の普及・啓発に取り組みます。	市民協働課 各課
3	多言語による情報提供体制の充実	通訳、翻訳者の配置と翻訳機器の導入を推進します。 フェイスブックやホームページなど外国人の利用が 高い情報提供媒体の充実を図ります。	市民協働課 各課

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいきかん 関係課・関係機関
4	せいかつじょうほう たげんごか 生活情報の多言語化の すいしん 推進	ぜいきん いりよう けんこう ほけん ふくし ぶんべつ ・税金、医療・健康、保険、福祉、ごみの分別 などの行政サービスや生活情報を たげんごか 多言語化します。 がいこくじん てんにゆうしゃ せいかつじょうほう ていきょう ・外国人の転入者に、生活情報を提供す るためのガイダンスを実施します。	かくか 各課 しみんきょうどうか 市民協働課
5	がいこくじんじゅうみん そうだんたい 外国人住民の相談体 せい しえんたいせい じゅうじつ 制・支援体制の充実	がいこくじんじゅうみん そうだんまどぐち せつち ・外国人住民のための相談窓口の設置な ど、相談体制・支援体制を充実します。	しみんきょうどうか 市民協働課 かくか 各課
6	きぎょう れんけい せいかつ 企業との連携による生活 じょうほう ていきょう 情報の提供	きぎょう れんけい がいこくじんじゅうみん せいかつ ひつよう ・企業と連携し、外国人住民に生活に必要 な情報がスムーズに届くようにします。	しょうこうか 商工課 かくか 各課 かんけいきかん 関係機関

【基本施策】

3 危機管理対策の充実（防災・防犯・交通安全）

地震や津波などの災害や感染症等が発生した際に、外国人住民が落ち着いて行動できるように危機管理意識を高めるとともに、外国人住民に災害情報等をスムーズに提供するための体制を整備します。また、防犯・交通安全に関する情報提供やセミナーの開催を進めます。



NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいきかん 関係課・関係機関
1	がいこくじんじゅうみん ききかん 外国人住民への危機管 りいしき けいはつ 理意識の啓発	がいこくじんじゅうみん ぼうさい ・外国人住民のための防災セミナーなど ききかんり いしき たか じぎょう じっし 危機管理の意識を高めるための事業を実施 します。	ちいきぼうさいか 地域防災課 しみんきょうどうか 市民協働課
★ 2	がいこくじんじゅうみん ぼうさいくねん 外国人住民の防災訓練 さんかそくしん への参加促進	ちいき れんけい がいこくじんじゅうみん ぼうさいくねん ・地域と連携し、外国人住民の防災訓練への さんか そくしん 参加を促進します。	ちいきぼうさいか 地域防災課
3	たげんご たいおう ぼうさい 多言語に対応した防災・ さいがいじょうほう ほんしん 災害情報の発信	さいがいじ がいこくじんじゅうみん じょうほうていきょう ・災害時の外国人住民への情報提供として たげんごばん ぼうさい ふきゅう の多言語版「やいづ防災メール」の普及を すいしん 推進します。	ちいきぼうさいか 地域防災課
4	がいこくじんじゅうみん ぼうはん 外国人住民への防犯・ こうつうあんぜんけいはつ 交通安全啓発	がいこくじんじゅうみん たいしやう ぼうはん こうつう ・外国人住民を対象に防犯や交通ルールに かん 関するセミナーなどを実施します。	あんぜんか 安全課 しみんきょうどうか 市民協働課 かんけいきかん 関係機関

【基本目標】

【Ⅱ】ともに育み、学ぶことができる環境づくり

【基本施策】

1 子育てに関する支援の充実

子どもたちが国籍を問わずいきいきと成長できるように、子育て環境を整備するとともに、情報提供や相談体制を充実します。

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいかん 関係課・関係機関
1	子育てに関する情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）や1歳6か月、3歳児健康診査事業などを通し、子育てに関する情報提供を行います。 窓口などにおいて、児童手当や子ども医療費助成などの支給手続に関しての情報提供を行います。 	健康づくり課 子育て支援課
2	子育てに関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 外国人親子等からの相談に多言語で対応できるようにするなど、子育てに関する相談体制を充実します。 	健康づくり課 こども相談センター 各課
★ 3	外国人親子の交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 外国人親子等が安心して子育てができるように、交流や情報交換ができる場を提供します。 	市民協働課 健康づくり課 子育て支援課 学校教育課 関係機関

【基本施策】

2 教育に関する支援の充実

子どもたちが将来に希望を持って生活できるように、教育環境を整備するとともに、就園・就学時の手続きや学習、学校生活の適応などを支援します。

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいかん 関係課・関係機関
1	就園・就学時の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 外国人住民の子どもが就園・就学時に適切な情報を提供するとともに、必要な手続きを支援します。 外国ルーツの保護者へ子育てに関する情報を提供します。 	保育・幼稚園課 学校教育課 各課

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいきかん 関係課・関係機関
★ 2	がっこう 学校における外国人 児童・生徒への支援の じゅうじつ 充実	<ul style="list-style-type: none"> がいこくじんじどうせいときょういくしえんいん はいち 外国人児童生徒教育支援員の配置やガイ ダンスなどにより、がくしゅう がっこうせいかつ 学習と学校生活への てきおう しえん 適応を支援します。 きょういく がっこうせいかつ 教育センターにおける外国人児童・生徒へ の支援を強化します。 がいこくじんおやことう ぼご じゅうようせい けいはつ 外国人親子等に母語の重要性(※)を啓発 します。 	がっこうきょういくか 学校教育課
3	しんろ 進路ガイダンスの実施	<ul style="list-style-type: none"> にほんご ぼご こ ぼごしや 日本語を母語としない子どもとその保護者 のためにしんがく しゅうしょく 進学や就職のためのガイダンス をじゅうじつ を実施します。 	しみんきょうどうか 市民協働課 がっこうきょういくか 学校教育課
4	がいこくじんじゅうみん にほんご 外国人住民が日本語を まな きかい じゅうじつ さいけい 学ぶ機会の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> おお がいこくじんじゅうみん せいかつじゅうかん にほんご 多くの外国人住民が、生活習慣と日本語 をまな ぶことができる機会を充実します。 	しみんきょうどうか 市民協働課 かくか 各課

(※) 『母語の重要性』

赤ちゃんの時期に人間の脳は、様々な能力を獲得するために感受性が増しています。その時期に親とのやりとりや声掛けから、言語だけでなく認知や社会性において大切なことをたくさん吸収しています。子育て情報の届かない外国ルーツの親たちの中には、自分の母語ではない日本語、英語、あるいはミックスして子育てをするケースが多く、大切なことが身につかないまま就学を迎える子が増えています。

母語の発達が不十分であったり、母語を忘れてしまうと、日本語の力は伸び悩み、ひとつも完全な言語を持ってなくなる可能性があります。また、思考や学習、社会性にも支障をきたすこともあり、さらには親子の意思疎通も難しくなり精神的に不安定な状態になる子も多くなると言われています。

一方、母語を大切にしながら成長することで、相乗効果により日本語の力も伸び、学習にもプラスになり、日本社会にも適応した人材になることが期待できます。しかし、日本の社会では『母語の重要性』についての情報、支援がなく、家庭のみで母語の保持をすることは大変難しくなっています。地域の大切な人材を育成するために、学校のみで取り組むのではなく、社会全体で『母語の重要性』を理解し、より早期から支援していくことが期待されます。

【基本施策】

3 文化交流の場の創出

日本人住民と外国人住民の文化交流の場の創出に努めます。

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	かんけいか かんけいきかん 関係課・関係機関
★ 1	こうりゅう きかい じゅうじつ 交流の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> こくさいこうりゅう 国際交流につながるイベントなどを開催 し、がいこくじんじゅうみん にほんじんじゅうみん こうりゅう 外国人住民と日本人住民の交流の きかい じゅうじつ 機会を充実します。 	しみんきょうどうか 市民協働課 かくか 各課 かんけいきかん 関係機関
2	こくさいゆうこうだんたいとう しえん 国際友好団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> にほんじんじゅうみん がいこくじんじゅうみん ぶんかこうりゅう ば 日本人住民と外国人住民の文化交流の場 をそうしゅつ 創出する国際友好団体等を支援します。 	しみんきょうどうか 市民協働課
3	しまいと しこうりゅう すいしん 姉妹都市交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> しまいと し こうりゅうじぎょう じゅうじつ 姉妹都市との交流事業を実施します。 	ぶんか こうりゅうか 文化・交流課 かんけいきかん 関係機関

【基本目標】

【Ⅲ】ともに活躍できる地域づくり

【基本施策】

1 外国人住民の雇用及び就労に関する情報提供



生活に必要な情報や生活ルールについて、行政が関係機関、企業・団体と連携し、外国人住民に伝えます。また、外国人を雇用する企業に法令の周知や情報を提供します。併せて、外国人住民への就労支援体制を整備します。

NO	主な具体的取組	内容	関係課・関係機関
1	市と企業・団体との連携強化	・企業・団体に多文化共生に関する啓発活動を実施します。 ・市と企業・団体の連携体制を整えます。	商工課 市民協働課 関係機関
2	外国人住民を雇用する企業への情報提供の充実	・ハローワークなどと連携し、企業に対し、外国人を雇用する際に守るべき関係法令などの情報を提供します。	商工課 市民協働課 関係機関
3	外国人住民への就労支援	・外国人住民が、就労に関して相談できる場を提供します。	市民協働課 商工課 関係機関
4	企業との連携による生活情報の提供(再掲)	・企業と連携し、外国人住民に生活に必要な情報がスムーズに届くようにします。	市民協働課 各課 関係機関



【基本施策】

2 外国人住民の地域活動への参加促進

関係機関、団体が協働し、外国人住民が地域社会において、地域の一員として活躍するための環境整備に努めます。

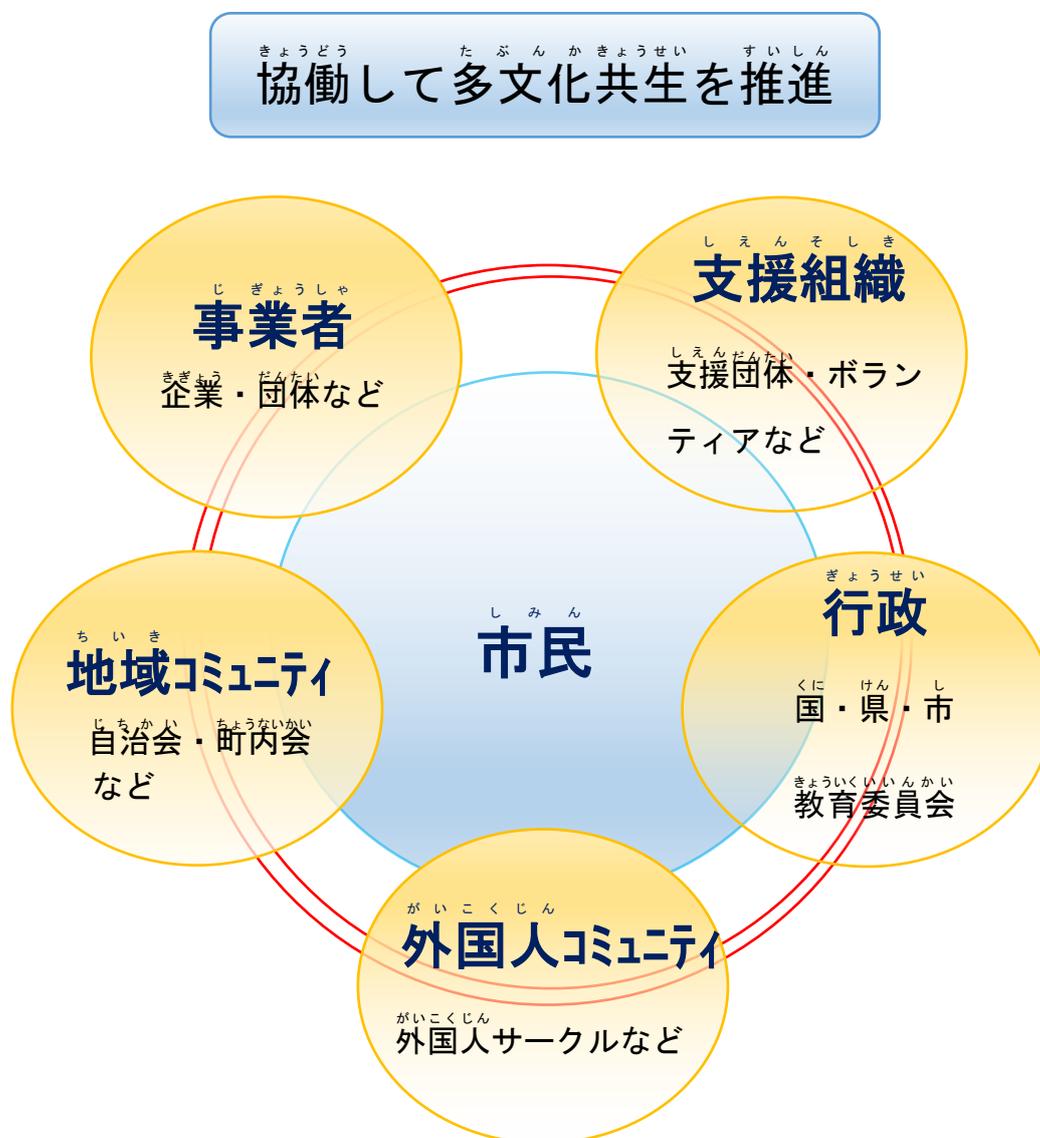
NO	主な具体的取組	内容	関係課・関係機関
1	地域団体へのサポートの充実	・外国人住民が地域活動に参加しやすくするために、地域団体等をサポートします。	市民協働課 各課 関係機関
2	日本人住民への多文化共生意識の啓発(再掲)	・多文化共生や国際交流に関する講座やイベントを実施します。	市民協働課
3	外国人住民への多文化共生意識の啓発(再掲)	・多文化共生に関する取組を担う人材を育成するための講座等を実施します。	各課
4	外国人住民の防災訓練への参加促進(再掲)	・地域と連携し、外国人住民の防災訓練への参加を促進します。	地域防災課



第5章 計画の推進

1 行動を持続できる多文化共生推進体制の整備

計画を推進していくためには、まず市民一人ひとりが多文化共生の意義を理解する必要があります。加えて、市民、地域コミュニティ、事業者、関係団体などと市が共通認識のもと、連携、協力して多文化共生を推進していくことが必要となります。



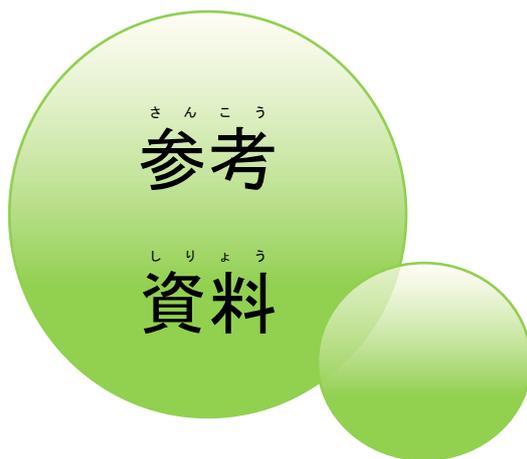
2 計画の進行管理

本計画の目指す将来像「互いに認め合い ともにつくる 多文化共生のまち」を実現するため、焼津市多文化共生推進協議会（仮称）を設置し、計画の進捗状況の点検及び評価を行ってまいります。

3 計画の達成目標

【計画期間内の重点取組の達成目標】

NO	おも ぐたいてきとりくみ 主な具体的取組	ないよう 内容	げんじょうち 現状値	もくひょうち 目標値 （令和8年度）
I-1-1	にほんじんじゅうみん たぶんか ・日本人住民への多文化 きょうせいいしき けいはつ 共生意識の啓発	たぶんかきょうせい こくさいりかい かん 多文化共生・国際理解に関	ねん かい 年5回	ねん かい 年11回
I-1-2	がいこくじんじゅうみん たぶんか ・外国人住民への多文化 きょうせいいしき けいはつ 共生意識の啓発	する こうざ じっしかいすう する講座の実施回数	ねん ど (R1年度)	
I-2-2	やさしい にほんご ふきゅう やさしい日本語の普及	しみん きぎょう たい 市民や企業に対し、やさし い にほんご ふきゅう けいはつかつどう い日本語の普及・啓発活動 （こうざ けんしゅうかいとう じっし 講座・研修会等）を実施 した回数	—	ねん かい 年2回
I-3-2	がいこくじんじゅうみん ぼうさいくんれん 外国人住民の防災訓練 への参加促進	そうごうぼうさいくんれん ちいきぼうさい 総合防災訓練、地域防災 くんれん さいがいにじしやどくくんれん 訓練、災害時初動訓練に さんか がいこくじんすう 参加した外国人人数	336人 (H30年度)	500人
II-1-3	がいこくじんおやこ こうりゅう ば 外国人親子の交流の場 の提供	たぶんかこそだ とう 多文化子育てサークル等 へさんか おやことう かず へ参加した親子等の数	ねん くみ 年6組 (R1年度)	ねん くみ 年18組
II-2-2	がっこう がいこくじん 学校における外国人 じどう せいと しえん 児童・生徒への支援の じゅうじつ 充実	にほんごじどう ひつよう じどう 日本語指導が必要な児童 せいと とくべつ きょういくかてい 生徒に特別の教育課程を へんせい わりあい 編成する割合	96.0%	98.0%
II-3-1	こうりゅう きかい じゅうじつ 交流の機会の充実	こくまいこうりゅう とう 国際交流イベント等へ さんかしゃすう の参加者数	ねん じん 年1,400人 (R1年度)	ねん じん 年2,000人
III-1-3	がいこくじんじゅうみん しゅうろう 外国人住民への就労 しえん 支援	がいこくじんじゅうみん たい 外国人住民に対する しゅうろうそうだんかいとう じっしかいすう 就労相談会等の実施回数	—	ねん かい 年3回
III-2-1	ちいきだんたい 地域団体へのサポートの じゅうじつ 充実	じちかいとうちいきだんたい たい 自治会等地域団体に対して、 ほんやくしえんとう じっし かいすう 翻訳支援等を実施した回数	—	ねん かい 年3回



さんこう

参考

しりょう

資料

1 やいづし たぶん かきょうせいすいしんけいかく さくていけいか 焼津市多文化共生推進計画の策定経過

ねんがっぴ 年月日	かいぎとう 会議等	ないよう 内容
2020. 7. 27	だい かいさくていいいんかい 第 1 回策定委員会・ワーキンググループ 委員会	しゆしせつめいおよ さくていたいせい こんご 趣旨説明及び策定体制・今後のスケジュール やいづし たぶん かきょうせい げんじょうほうこく 焼津市における多文化共生の現状報告な ど
2020. 8～9	がいこくじんじゆうみん ちようさ 外国人住民へのアンケート調査 にほんじん ちようさ 日本人へのアンケート調査 がいこくじんじゆうみん きと ちようさ 外国人住民への聞き取り調査	ざいじゆうがいこくじんじょうい こく 在住外国人上位5か国（フィリピン・ブラ ジル・ベトナム・ペルー・中国） しな い こうみんかんじしゆこうざがっきゆうちよう 市内9公民館自主講座学級長 フィリピン・ベトナム・モンゴル
2020. 8	だい かい 第 2 回ワーキンググループ 委員会	げんじょう くだい こんご とりくみ せいり 現状・課題・今後の取組みの整理 しきく ほうこう ぐたいてきしきく きようぎ 施策の方向、具体的施策の協議
2020. 10. 6	だい かい 第 3 回ワーキンググループ 委員会	しきく ほうこう ぐたいてきしきく きようぎ 施策の方向、具体的施策の協議 すうちもくひようとう かくにん 数値目標等の確認
2020. 10. 21	だい かいさくていいいんかい 第 2 回策定委員会	アンケート等調査結果の報告 そあん かくにん 素案の確認
2021. 2. 1 ～ 2021. 3. 1	パブリックコメントの実施	
2021. 3. 22	だい かいさくていいいんかい 第 3 回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 けいかくさいしゆうあん ほうこく 計画最終案の報告

2 やいづし たぶん かきょうせいすいしんけいかくさくてい いんかい めいぼ けいしょうりやく
 2 焼津市多文化共生推進計画策定委員会 名簿 (敬称略)

にんき れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
 任期2020 (令和2) 年7月27日から 2021 (令和3) 年3月31日まで

しめい 氏名	すいせんだんたいとう 推薦団体等	びこう 備考
たかはた さち 高畑 幸	しずおかけんりつだいがく 静岡県立大学 こくさいかんけいがくぶきょうじゅ 国際関係学部教授	かい ちょう 会長
いけだ じゅんや 池田 純也	やいづしきょういくいんかい 焼津市教育委員会	
すずき かずこ 鈴木 和子	やいづしこくさいゆうこうきょうかい 焼津市国際友好協会	しよくむだいら 職務代理
まつなが ひとし 松永 仁	やいづしじちかいはれんごうかい 焼津市自治会連合会	
たたら ともひこ 多々良 智彦	やいづししょうこうかいぎしょ 焼津商工会議所	
ツダ・レヤ・キノネス	やいづしなゐざいじゅうがいかくじん 焼津市内在住外国人 (フィリピン出身)	
レ・ティ・ミー・ハン	やいづしなゐざいじゅうがいかくじん 焼津市内在住外国人 (ベトナム出身)	
ヤンジカ ソラ	やいづしなゐざいじゅうがいかくじん 焼津市内在住外国人 (モンゴル出身)	
ひらの かずえ 平野 一恵	しずおかけんにつちゅうゆうこうきょうぎかい 静岡県日中友好協議会	
すがた まさかず 須方 正和	やいづしうおなかすいさんかこうぎょうきょうどう 焼津市魚仲水産加工業協同 くみあい 組合	

3 焼津市多文化共生推進計画策定ワーキンググループ委員名簿

任期2020（令和2）年7月27日から2021（令和3）年3月31日まで

所属	職名	氏名
市民部市民協働課	主任主事	清水 愛子
市民部市民課	主査	八木 靖子
行政経営部課税課	主幹	池村 聡
行政経営部納税促進課	主幹	前川 英己
市民部保険年金課	係長	加藤 元成
健康福祉部地域福祉課	主任主事	今関 太一
健康福祉部健康づくり課	係長	村松 眞智子
こども未来部子育て支援課	係長	福與 由美子
こども未来部こども相談センター	係長	浦崎 有美
こども未来部保育・幼稚園課	係長	小長谷 邦博
医事課（市立総合病院）	主任主査	渡邊 学
環境部廃棄物対策課	主査	新村 淳
防災部地域防災課	主任主査	越後 雄介
教育委員会学校教育課	指導主事	吉永 範子
経済部商工課	主任主査	石野 裕子

4 焼津市多文化共生推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 焼津市は、多文化共生推進計画（以下「計画」という。）の策定に向けて、幅広く関係者からの意見を求めるため、焼津市多文化共生推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べる。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は10名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 在住外国人の代表者
- (4) 外国人の雇用に係る団体の代表者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

4 委員会は、計画の策定に関し、庁内関係各課で組織するワーキンググループに意見を求めることができる。

(会長)

第4条 委員会に会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、任期の開始から会長が選出されるまでの間に行われる委員会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民部市民協働課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

5 焼津市多文化共生推進計画策定庁内ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 焼津市の多文化共生推進計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項について協議し広く意見を求め計画に反映させるため、焼津市多文化共生推進計画庁内策定ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画に関する調査及び学習に関すること

(組織)

第3条 ワーキンググループは、別表1に定める課から選任された職員のうちから、市長が委嘱又は任命する委員で組織する。

- 2 ワーキンググループは、生活（行政手続全般・税金・国保・福祉・子育て・医療・その他生活関連）、危機管理・教育・外国人雇用の各分野を所管する職員をもって構成する。
- 3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の日までとする。

(会議)

第4条 ワーキンググループは、必要に応じて市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、ワーキンググループに委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第5条 ワーキンググループの事務局は、焼津市市民部市民協働課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

べつひょう
(別表1)

ぶんるい 分類	しょくわんか 所管課
せいかつ ぎょうせいてつづきぜんぱん 生活 (行政手続全般)	しみんきょうどうか しみんか 市民協働課・市民課
せいかつ ぜいきん 生活 (税金)	かぜいか のうぜいそくしんか 課税課・納税促進課
せいかつ こくほ 生活 (国保)	ほけんねんきんか 保険年金課
せいかつ ふくし 生活 (福祉)	ちいきふくしか 地域福祉課
せいかつ こそだ 生活 (子育て)	けんこう か こそだ しえんか 健康づくり課・子育て支援課・こども相談センター・保育・幼稚園課
せいかつ いりょう 生活 (医療)	いじか しりつそうごうびょういん 医事課 (市立総合病院)
せいかつ た せいかつかんれん 生活 (その他生活関連)	はいきぶつたいさくか 廃棄物対策課
き きかんり 危機管理	ちいきぼうさいか 地域防災課
きょういく 教育	がっこうきょういくか 学校教育課
がいこくじんこよう 外国人雇用	しょうこうか 商工課

6 用語解説

※1 出入国管理及び難民認定法（入管法）

日本人の出・入国、外国人の日本国在留に関する許可、在留資格制度、難民認定制度等を定める法律です。2019（平成31）年4月に少子高齢化に伴う人手不足への対応として「特定技能」資格が創設されました。

※2 定住者

一定の期間（3年又は1年）を設けて日本に在留することができる人です。インドシナ難民、日系3世、外国人配偶者の実子等に認められ、日本での活動制限はなく、就労も自由です。

※3 技能実習（制度）

技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としている制度です。平成29年11月1日に施行された外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づいて、新しい技能実習制度が実施されています。

※4 永住者

在留期間が無制限で、就業制限がありません。また、在留資格更新のための手続きが必要ありません。ただし、日本国籍がないため、再入国手続きなどが必要になります。

※5 日本人の配偶者等

対象は日本人の配偶者だけではなく、日本人の子どもとして生まれた人、特別養子の人が含まれます。「家族滞在ビザ」などとは異なり、仕事の制限や、年齢の制限も特にありません。

※6 持続可能な開発目標（SDGs）

2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・

169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。

※7 ハラール

イスラム法で許された項目をいいます。端的にはイスラム法上で、行って良い事や食べることが許されている食材や料理を指します。

※8 やさしい日本語

簡易な表現を用いる、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなを振るなどして、日本語に不慣れな外国人にもわかりやすくした日本語です。1995 (平成7) 年の阪神・淡路大震災で被災した多くの在日外国人が、避難所やライフラインの情報理解できず、困難な状況に置かれていたことをきっかけに普及しました。これからの多文化共生社会に向けたマナーともいえます。

焼津市多文化共生推進計画

2021年（令和3年）3月作成

焼津市役所市民協働課

〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号

TEL : 054-626-2191

FAX : 054-626-2194